

# 令和8年第1回春日井市議会定例会提出議案〔Ⅲ〕

## 目 次

議案番号	議 題	
第20号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	3
第21号議案	春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について……………	7
第22号議案	春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例について…	9
第23号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	13
第24号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について……	15
第25号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	17
第26号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	35
第27号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	37
第28号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について……………	39
第29号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	42
第30号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について……	49
第31号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	52
第32号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	54
第33号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	60
第34号議案	春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例について……	62
第35号議案	春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について……………	65

第36号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について……	67
第37号議案	春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……	72
第38号議案	春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について……	74
第39号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について……	89
第40号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について……	107
第41号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について……	112
第42号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について……	115
第43号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について……	118
第44号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……	120
第45号議案	春日井市下水道条例の一部を改正する条例について……	122
第46号議案	市道路線の廃止について……	124
第47号議案	市道路線の認定について……	125
第48号議案	西部地区新調理場整備・運営事業契約について……	127
第49号議案	春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について…	128
第50号議案	損害賠償の額の決定について……	129
報告第1号	令和7年度春日井市一般会計補正予算の専決処分について……	130

第 20 号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

第1種電柱		1本1年につき	円 950
第2種電柱			1,500
第3種電柱			2,000
第1種電話柱			850
第2種電話柱			1,400
第3種電話柱			1,900
その他の柱類			85
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル 1年につき	9
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1個1年につき	1,700
水道管、下水道管、ガス管	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル 1年につき	36
その他これらに類する ものを埋設 する場合	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		51
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		77
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		100
	外径が0.2メートル以		

を

	上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		510
	外径が1メートル以上のもの		1,000

第1種電柱		1本1年につき	円 990
第2種電柱			1,500
第3種電柱			2,000
第1種電話柱			880
第2種電話柱			1,400
第3種電話柱			1,900
その他の柱類			88
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル 1年につき	9
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所		1個1年につき	1,800
郵便差出箱及び信書便差出箱			740
水道管、下水道管、ガス管	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル 1年につき	37
その他これらに類するものを埋設	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満のもの		53

する場合	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	79	に
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	160	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	210	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	370	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	530	
	外径が1メートル以上のもの	1,100	

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料の額を改定するため必要があるからである。

## 第 21 号議案

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年春日井市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため必要があるからである。

第 22 号議案

春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例について

春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例

(春日井市行政手続条例の一部改正)

第1条 春日井市行政手続条例（平成8年春日井市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「行政庁は」を「前項の公示の方法による通知は」に、「名あて人」を「名宛人」に、「所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号」を「氏名、第1項第3号」に、「旨」を「旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」に、「掲示する」を「掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「ことができる」を「ものとする」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(春日井市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 春日井市職員退職手当支給条例（昭和29年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないとき」を「前項の公示の方法による通知」に改め、「内容を」の次に「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、」を加え、「掲示することをもって通知に代えることができる」を「掲示し、又は当該退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 退職手当管理機関は、処分を受けるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第13条第10項及び第14条第5項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

（春日井市市税条例の一部改正）

第3条 春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第20条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「または」を「又は」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第3条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市行政手続条例第15条第3項及び第4項（改正後の同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の春日井市職員退職手当支給条例第12条第3項及び第4項（改正後の同条例第13条第10項及び第14条第5項において準用する場合を含む。）の規定並びに第3条の規定による改正後の春日井市市税条例第20条の規定は、この条例の施行の日（改正後の同条の規定にあっては、前項ただし書に定める日。以下同じ。）以後にする公示送達又は通知について適用し、この条例の施行の前にした公示送達又は通知については、なお従前の例による。

## 説 明

この案を提出するのは、行政手続法等の一部改正に準じ、公示送達制度における公示事項をインターネットによる閲覧等を可能とするため必要があるからである。

## 第 23 号議案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「開票事務責任者の項」を「開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の項」に改める。

別表選挙長の項中「13,400円」を「15,000円」に改め、同表投票所の投票管理者、投票管理者職務代理者及び投票立会人の項及び期日前投票所の投票管理者、投票管理者職務代理者及び投票立会人の項中「18,000円」を「20,000円」に改め、同表開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の項中「11,500円」を「13,000円」に改め、同表開票事務責任者の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

### 説 明

この案を提出するのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、選挙長等の報酬額の改定を行うため必要があるからである。

第 24 号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市職員定数条例の一部を改正する条例

春日井市職員定数条例（昭和24年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「1,576人」を「1,600人」に改め、同号イ中「912人」を「938人」に改め、同項第4号中「101人」を「107人」に改め、同条第2項中「3,022人」を「3,078人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前項各号に掲げる職員が復職した場合において、職員の員数が第1項各号に掲げる定数を超えることとなるときは、その超えることとなる員数の職員は、1年を超えない期間に限りこれを定数の外に置くことができる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改正する等のため必要があるからである。

第 25 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年 再任用 短時間勤務 職員の 外職		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				

87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料 月額								
	200,300円	227,800円	269,500円	290,100円	305,700円	331,900円	374,800円	409,200円	462,400円
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。									

## 別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700	652,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500	658,200
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500	663,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800	668,000
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800	672,000
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200	675,500
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100	678,500
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800	
	9	328,300	434,000	484,600	599,500		
	10	331,800	435,500	486,300	601,800		
	11	335,200	437,000	488,100			
	12	338,600	438,500	489,900			
	13	342,000	439,900	491,700			
	14	345,500	441,300	493,400			
	15	348,900	442,800	495,200			
	16	352,300	444,200	497,000			
	17	355,700	445,500	498,800			
	18	358,800	447,000	500,700			
	19	362,000	448,400	502,600			
	20	365,200	449,800	504,500			
	21	368,500	451,100	506,400			
	22	371,600	452,600	508,100			
	23	374,700	454,000	509,900			
	24	377,700	455,400	511,700			
	25	380,800	456,800	513,300			
	26	383,100	458,200	515,100			
	27	385,400	459,500	516,900			
	28	387,600	460,900	518,400			
	29	389,500	462,300	519,800			
	30	391,200	463,600	521,500			
	31	392,900	465,000	523,300			
	32	394,700	466,400	525,000			
	33	396,400	467,700	526,500			
	34	398,200	469,100	527,800			
	35	399,800	470,400	529,100			
	36	401,100	471,800	530,400			
	37	402,500	473,200	531,400			
38	403,900	474,900	532,700				

39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	
81		504,700	
82		505,300	
83		505,900	
84		506,400	
85		506,900	

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	312,900円	356,500円	412,800円	488,500円	590,500円	615,600円
備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。						

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年 再任用 短時間勤務 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		

40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		

	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基準給料月額						
		201,300円	227,900円	257,300円	271,300円	297,800円	340,000円	383,400円
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。								

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年 前再 任用 時勤 間職 務員 以外 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	

41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,300	323,600	361,400	380,500			
88	296,800	324,600	362,200	381,000			

89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		

137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料月額						
	248,800円	269,700円	277,300円	288,100円	305,100円	343,600円	389,000円
備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。							

第2条 春日井市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第1項及び第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「市長が」の次に「規則で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第29条に次の1号を加える。

(7) 市立保育園に勤務する職員の給食費

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(春日井市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第22条及び第23条の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(給与条例第22条及び第23条の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和7年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(春日井市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

5 春日井市職員の修学部分休業に関する条例（平成25年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

## 説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する等のため必要があるからである。

第 26 号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日井市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 説 明

この案を提出するのは、市長等の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

## 第 27 号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年春日井市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

第 28 号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例について

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改め、同条第3項中「第10条、第11条」を「第10条から第11条まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4

月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定（春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 9 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（任期付職員条例第 9 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

## 説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の任期付職員の給与を改定するため必要があるからである。

## 第 29 号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の52.5」を「100分の53.75」に改める。

第22条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第25条の2中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の52.5」を「100分の53.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円
1	195,800	32	240,900	63	259,300
2	196,900	33	242,000	64	259,600
3	198,100	34	242,900	65	259,900
4	199,200	35	243,800	66	260,200
5	200,300	36	244,800	67	260,500
6	202,000	37	245,800	68	260,800
7	203,600	38	246,700	69	261,100
8	205,200	39	247,600	70	261,400
9	206,700	40	248,400	71	261,700
10	208,400	41	249,200	72	262,000
11	210,000	42	249,900	73	262,300
12	211,600	43	250,500	74	262,600
13	213,100	44	251,100	75	262,900
14	214,800	45	251,800	76	263,200
15	216,500	46	252,400	77	263,500
16	218,200	47	253,000	78	263,800
17	219,400	48	253,600	79	264,100
18	221,000	49	254,100	80	264,400
19	222,600	50	254,700	81	264,700
20	224,100	51	255,300	82	265,000
21	225,600	52	255,800	83	265,300
22	227,200	53	256,200	84	265,600
23	228,800	54	256,600	85	265,900
24	230,400	55	256,900	86	266,200
25	232,000	56	257,200	87	266,500
26	233,700	57	257,500	88	266,800
27	235,000	58	257,800	89	267,100
28	236,300	59	258,100	90	267,400
29	237,600	60	258,400	91	267,700
30	238,700	61	258,700	92	268,000
31	239,800	62	259,000	93	268,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

## 別表第2 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	201,000	239,800	31	245,600	270,300
2	203,100	241,100	32	246,400	271,100
3	205,200	242,400	33	247,100	271,900
4	207,300	243,700	34	247,700	272,700
5	209,300	244,900	35	248,400	273,300
6	211,300	246,000	36	249,100	274,100
7	213,300	247,000	37	249,800	275,000
8	215,100	247,900	38	250,400	275,800
9	216,900	249,000	39	251,000	276,600
10	218,800	250,100	40	251,600	277,300
11	220,700	251,200	41	252,200	278,000
12	222,800	252,400	42	252,800	278,800
13	224,500	253,600	43	253,400	279,600
14	226,500	254,800	44	253,900	280,300
15	228,700	256,000	45	254,300	281,000
16	230,800	257,100	46	254,900	281,800
17	232,900	258,100	47	255,300	282,600
18	234,000	259,100	48	255,700	283,300
19	235,000	260,200	49	256,100	284,000
20	236,100	261,200	50	256,600	284,700
21	237,200	262,300	51	257,100	285,300
22	238,000	263,200	52	257,600	286,000
23	238,900	264,000	53	257,900	286,700
24	239,700	264,800	54	258,200	287,300
25	240,600	265,600	55	258,500	288,000
26	241,500	266,400	56	258,800	288,600
27	242,400	267,200	57	259,100	289,300
28	243,300	268,000	58	259,400	290,000
29	244,100	268,700	59	259,700	290,700
30	244,900	269,500	60	260,000	291,300
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、管理栄養士その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。					

医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	221,700	254,700	22	260,600	278,800
2	223,600	256,800	23	261,700	279,700
3	225,400	259,000	24	262,800	280,700
4	227,100	261,200	25	263,900	281,500
5	228,800	263,400	26	264,700	282,400
6	230,700	264,400	27	265,600	283,300
7	232,500	265,200	28	266,400	284,200
8	234,200	266,100	29	267,200	285,200
9	235,900	266,900	30	267,900	285,900
10	237,800	268,000	31	268,600	286,600
11	239,700	269,100	32	269,300	287,300
12	241,600	270,000	33	270,100	287,900
13	243,400	270,800	34	270,700	288,500
14	245,400	271,500	35	271,300	289,000
15	247,400	272,200	36	271,800	289,400
16	249,400	273,000	37	272,400	289,800
17	251,400	274,100	38	273,100	290,400
18	253,400	275,000	39	273,800	290,900
19	255,500	275,900	40	274,500	291,300
20	257,500	276,800	41	275,200	291,700
21	259,400	277,800	42	275,800	292,200
備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。					

第2条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2及び第25条の2中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の53.75」を「100分の53.125」に改める。

第29条に次の1号を加える。

(4) 市立保育園に勤務する職員の給食費

第32条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）第14条の2及び第25条の2の改正規定を除く。）による改正後の会計年度給与条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（会計年度給与条例第14条の2及び第25条の2の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の支給の特例)

- 3 第1条の規定（会計年度給与条例第14条の2及び第25条の2の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の会計年度給与条例の規定が適用される任期が1月に満たない会計年度任用職員の第1条の規定の施行の日の前日までの間の給与については、前項の規定（会計年度給与条例第14条の2及び第25条の2の改正規定に係る部分を除く。）は適用しない。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内

払とみなす。

#### 説 明

この案を提出するのは、一般職の常勤職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与を改定する等のため必要があるからである。

第 30 号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市火災予防条例の一部を改正する条例

春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規

定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る規定を新設する等のため必要があるからである。

## 第 31 号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日井市医療費の支給に関する条例（昭和48年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、学生」を削る。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第5条第1項ただし書を削る。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条第1項中「(第2号を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市医療費の支給に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に医療の給付を受けた者の医療費について適用し、同日前に医療の給付を受けた者の医療費については、なお従前の例による。

### 説 明

この案を提出するのは、学生の入院費に係る助成を廃止するため必要があるからである。

第 32 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.3」に改める。

第5条中「29,600円」を「31,600円」に改める。

第6条第1号中「第6条の5」の次に「、第10条の5」を加える。

第6条の2中「100分の2.3」を「100分の2.6」に改める。

第6条の4中「11,000円」を「11,400円」に改める。

第7条中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「11,800円」を「12,290円」に改める。

第10条中「6,200円」を「6,270円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,113円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について57円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 720円
- (2) 特定世帯 360円
- (3) 特定継続世帯 540円

第21条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号中「550,000円」を「650,000円」に改め、同号ア中「20,720円」を「22,120円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,980円」に改め、同号オ中「8,260円」を「8,603円」に改め、同号カ中「4,340円」を「4,389円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について780円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 504円

（イ）特定世帯 252円

（ウ）特定継続世帯 378円

第21条第1項第2号ア中「14,800円」を「15,800円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,700円」に改め、同号オ中「5,900円」を「6,145円」に改め、同号カ中「3,100円」を「3,135円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について557円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について29円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 360円

（イ）特定世帯 180円

（ウ）特定継続世帯 270円

第21条第1項第3号ア中「5,920円」を「6,320円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,280円」に改め、同号オ中「2,360円」を「2,458円」に改め、同号カ中

「1,240円」を「1,254円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について223円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 144円

（イ）特定世帯 72円

（ウ）特定継続世帯 108円

第21条第2項第1号ア中「4,440円」を「4,740円」に改め、同号イ中「7,400円」を「7,900円」に改め、同号ウ中「11,840円」を「12,640円」に改め、同号エ中「14,800円」を「15,800円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,710円」に改め、同号イ中「2,750円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,560円」に改め、同号エ中「5,500円」を「5,700円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 167円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 279円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 446円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 557円

第21条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」

を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3及び第10条の4の規定により算定した被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 説 明

この案を提出するのは、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を新設する等のため必要があるからである。

第 33 号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例

春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部春日井市スポーツ表彰審査会の項を次のように改める。

春日井市スポーツ 振興審議会	スポーツ振興に関する審議	10人以内
-------------------	--------------	-------

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表スポーツ表彰審査会委員の項中「スポーツ表彰審査会委員」を「スポーツ振興審議会委員」に改める。

### 説 明

この案を提出するのは、附属機関の担当事務を拡充するため必要があるからである。

第 34 号議案

春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例について

春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例

春日井市福祉の里条例（平成6年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表「1 施設使用料」の表中

金額		
午前	午後	夜間
1人1回につき 300円		
1人1回につき 100円		
1人1回につき 100円		
3,000円		
1,000円		
1,000円		
円	円	円
2,800	3,700	3,700
2,300	3,100	3,100
1,100	1,500	1,500
1,100	1,500	1,500
1,900	2,600	2,600
2,800	3,700	3,700
3,500	4,700	4,700
1人1回につき300円以内において市長が定める額		

を

金額	
午前	午後
1人1回につき 300円	
1人1回につき 100円	
1人1回につき 100円	
3,000円	
1,000円	
1,000円	
円	円
2,800	3,700
2,300	3,100
1,100	1,500
1,100	1,500
1,900	2,600
2,800	3,700
3,500	4,700
1人1回につき300円以内において市長が定める額	

に

改め、同表備考第1項中「、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時30分まで」を削り、同表備考第2項中「夜間」を「午後」に改める。

別表「2 附属設備使用料」の表中「、夜間」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、福祉の里の利用時間を変更するため必要があるからである。

第 35 号議案

春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について

春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

春日井市介護給付費準備基金条例（平成12年春日井市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法第139条第2項に規定する過誤納額に係る保険料額の還付に要する財源が不足する場合

第7条中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第121条から第123条まで、第125条及び第126条の規定による国庫負担金等の精算返還金に要する財源が不足する場合

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、介護給付費準備基金を国庫負担金等の精算返還金等に要する財源に充てるため必要があるからである。

第 36 号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市介護保険条例の一部を改正する条例

春日井市介護保険条例（平成12年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次条及び附則第9条において同じ。)に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第9条において同じ。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市内に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額」と、「をいう」とあるのは「とする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている

者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額」と、「をいう」とあるのは「とする」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額」と、「をいう」とあるのは「とする」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年

度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「旧所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、

かつ、春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、春日井市市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、春日井市市税条例第26条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、令和8年度の介護保険料の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法等の特例を定めるため必要があるからである。

第 37 号議案

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年春日井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「第26条第4号」を「同条第4号」に改め、「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 38 号議案

春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
について

春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう  
に定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準について定めるものとする。

### (一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設

置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説

明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・

保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

い。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為

によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者

が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産

上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、

次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認

定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取

得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用される改正後の子ども・子育て支援法施行規則第28条の32の条例で定める時間は、4時間とする。

## 説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

第 39 号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市都市公園条例の一部を改正する条例

春日井市都市公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 春日井市立公園条例

目次中 「第1章の2 都市公園の設置（第2条の2—第2条の6）  
第2章 都市公園の管理（第3条—第12条の2）」 を

「第1章の2 市立公園の設置

第1節 都市公園の設置（第2条の2—第2条の6）

第2節 その他の公園の設置（第2条の7）

第2章 市立公園の管理

第1節 都市公園の管理（第3条—第12条の2）

第2節 その他の公園の管理（第12条の3—第12条の14）」

第1条中「都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園」を「市立公園」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び市が設置するそれ以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園で市が設置するものをいう。
- (3) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設又は市立公園に設けられるこれに準ずる施設をいう。
- (4) 有料公園施設 市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。

(5) 占用物件 市立公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設をいう。

第1章の2の章名中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第2条の2の前に次の節名を付する。

#### 第1節 都市公園の設置

第1章の2中第2条の6の次に次の節名及び1条を加える。

#### 第2節 その他の公園の設置

(その他の公園の設置)

第2条の7 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、市民にレクリエーションの場を提供し、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的として都市公園以外の市立の公園（児童遊園、ちびっ子広場、緑地その他の公園をいう。以下「その他の公園」という。）を設置する。

2 その他の公園の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

第2章の章名中「都市公園」を「市立公園」に改める。

第3条の前に次の節名を付する。

#### 第1節 都市公園の管理

第6条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第11条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第2章中第12条の2の次に次の節名及び12条を加える。

#### 第2節 その他の公園の管理

(市長以外の者による公園施設の設置等)

第12条の3 市長以外の者は、その他の公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、第7条に定める事項を記載した申請書、設計書、仕様書及び図面を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、市長以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場

合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 市長が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 市長以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 市長以外の者がその他の公園に公園施設を設け、又は管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(占有の許可)

第12条の4 その他の公園に占有物件を設けて占有しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有の場所、占有物件の構造及び第8条各号に掲げる事項を記載した申請書、設計書、仕様書並びに図面を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書、設計書、仕様書及び図面を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、第9条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 第1項の規定によるその他の公園の占有の期間は、10年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第12条の5 市長は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る占有物件が次の各号に掲げるものに該当し、その他の公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、規則で定める技術的基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

- (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める工作物その他の物件又は施設  
(許可の条件)

第12条の6 市長は、第12条の3第1項又は第12条の4第1項若しくは第3項の許可にその他の公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第12条の7 第12条の3第1項又は第12条の4第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくはその他の公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくはその他の公園の占有を廃止したときは、直ちにその他の公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、第12条の3第1項又は第12条の4第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(行為の制限)

第12条の8 第3条の規定は、その他の公園における行為の制限について準用する。この場合において、第3条第1項ただし書中「法第6条第1項又は第3項」とあるのは、「第12条の4第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第12条の9 その他の公園において、第4条各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第12条の3第1項、第12条の4第1項若しくは第3項又は前条の規定

により準用される第3条の許可に係るものについては、この限りでない。

(利用の禁止又は制限)

第12条の10 第5条の規定は、その他の公園の利用の禁止又は制限について準用する。

(使用料)

第12条の11 第12条の3第1項、第12条の4第1項若しくは第3項又は第12条の8の規定により準用される第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、その他の公園の使用料については、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(監督処分)

第12条の12 第12条の規定は、その他の公園における監督処分について準用する。

(工作物等を保管した場合の公示等)

第12条の13 前条の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、第12条の2第1項各号に定める事項を同条第2項で定めるところにより公示しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して2週間（工作

物等が特に貴重なものであるときは、3月)を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、第12条の2第3項で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、同条第4項で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

6 第4項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第1項から第4項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第1項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。

8 第3項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した工作物等(第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

(監督処分に伴う損失の補償)

第12条の14 市長は、第12条の3から第12条の5までの規定による許可を受けた者が第12条の12で準用する第12条の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、市長は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による補償の原因となった損失が第12条の12で準用す

る第12条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第13条第1号中「又は法」を「、法」に改め、「第3項」の次に「、第12条の3第1項又は第12条の4第1項若しくは第3項」を加え、同条第2号中「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第3号中「第10条第1項」の次に「又は第12条の7第1項」を加え、「都市公園」を「市立公園」に改め、同条第6号中「第2項」の次に「(第12条の12においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加える。

第15条中「第13条まで」を「第12条の2まで及び第13条」に改める。

第18条第1号中「第3項(」の次に「第12条の8又は」を加え、同条第2号中「第4条(」の次に「第12条の9又は」を加え、同条第3号中「第2項(」の次に「第12条の12又は」を加える。

別表第2中「第11条」の次に「、第12条の11」を加え、「都市公園」を「市立公園」に、

円		円
950		990
1,500		1,500
2,000		2,000
850		880
1,400		1,400
1,900		1,900
85		88
9		9
1,700		1,800
1,700	を	1,800
36		37
51		53
77		79

に改め、

100	110
150	160
200	210
360	370
510	530
1,000	1,100
1,400	1,400
720	740

繁田公園運動用夜間照明施設の項を削り、同表を別表第3とする。

別表第1 繁田公園の項を削り、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の7関係）

1 児童遊園

名称	所在地
高座児童遊園	春日井市高座町1930番地213
下条児童遊園	春日井市下条町795番地
小吹児童遊園	春日井市高蔵寺町3丁目69番地2
味美白山児童遊園	春日井市味美白山町2丁目3番地3
焼山第1児童遊園	春日井市神屋町1423番地99
焼山第2児童遊園	春日井市神屋町1489番地7
篠木なかよし児童遊園	春日井市篠木町6丁目2441番地3
下原住宅児童遊園	春日井市東山町2265番地4
道場山児童遊園	春日井市西山町1617番地22
道場山住宅児童遊園	春日井市西山町1617番地
瑞穂通7丁目児童遊園	春日井市瑞穂通7丁目52番地
瑞穂通8丁目児童遊園	春日井市瑞穂通8丁目67番地
土井ノ口児童遊園	春日井市上条町3丁目60番地

のぼり住宅児童遊園	春日井市上条町9丁目237番地42
桃園児童遊園	春日井市八田町2丁目30番地3
八幡なかよし児童遊園	春日井市八幡町1番地15
北山住宅児童遊園	春日井市桃山町5100番地105
定野児童遊園	春日井市桃山町2丁目112番地13
北野池児童遊園	春日井市新開町字北野池5番地66
さつき台児童遊園	春日井市牛山町2200番地80
大池児童遊園	春日井市西山町1612番地1
割塚児童遊園	春日井市割塚町78番地
柳坪児童遊園	春日井市牛山町2081番地48
中之山児童遊園	春日井市牛山町2686番地28
六反田第1児童遊園	春日井市大留町3丁目11番地2
六反田第2児童遊園	春日井市大留町3丁目1430番地23
町割児童遊園	春日井市鳥居松町7丁目5番地
かすがい苑A児童遊園	春日井市熊野町629番地43
かすがい苑B児童遊園	春日井市熊野町2951番地8
かすがい苑C児童遊園	春日井市熊野町912番地56
大縄手北児童遊園	春日井市上田楽町579番地117
あかつき台児童遊園	春日井市牛山町366番地63
寺田台児童遊園	春日井市牛山町1029番地28
坂下1丁目児童遊園	春日井市坂下町1丁目947番地16
中切児童遊園	春日井市中切町999番地4
南川脇児童遊園	春日井市牛山町797番地20
寺田台北児童遊園	春日井市牛山町1029番地96
大縄手南児童遊園	春日井市上田楽町579番地110
鳥居松上ノ町児童遊園	春日井市鳥居松町8丁目101番地

神領住宅児童遊園	春日井市神領町北2丁目3番地1
新栄児童遊園	春日井市牛山町2911番地47
三本竹児童遊園	春日井市牛山町2047番地6
松本児童遊園	春日井市松本町505番地1
前並児童遊園	春日井市前並町字前並4番地1
新栄東児童遊園	春日井市牛山町2917番地19
櫛ヶ丘第1児童遊園	春日井市坂下町5丁目1215番地299
櫛ヶ丘第2児童遊園	春日井市坂下町5丁目1215番地458
櫛ヶ丘第3児童遊園	春日井市坂下町5丁目1215番地317
櫛ヶ丘第4児童遊園	春日井市廻間町457番地32
櫛ヶ丘第5児童遊園	春日井市廻間町681番地113
櫛ヶ丘第6児童遊園	春日井市坂下町5丁目1215番地547
春日井駅前児童遊園	春日井市上条町1丁目147番地
春日井駅西児童遊園	春日井市弥生町5264番地2
牛山児童遊園	春日井市牛山町2356番地3
十三塚児童遊園	春日井市十三塚町3017番地30
桃山児童遊園	春日井市桃山町2丁目247番地1
玉野児童遊園	春日井市玉野町1248番地1
春日井上ノ町児童遊園	春日井市春日井上ノ町字黒銚155番地1
上条児童遊園	春日井市上条町5丁目69番地2
下屋敷児童遊園	春日井市下屋敷町字下屋敷121番地4
明知児童遊園	春日井市明知町463番地1
浅山児童遊園	春日井市浅山町4丁目1310番144
ぺんぎんこうえん	春日井市高蔵寺町北4丁目7番地15
うさぎこうえん	春日井市岩成台1丁目6番地1
おっとせいこうえん	春日井市岩成台7丁目4番地5

かえるこうえん	春日井市岩成台3丁目5番地1
かばこうえん	春日井市岩成台10丁目18番地1
かめこうえん	春日井市藤山台7丁目6番地9
きりんこうえん	春日井市藤山台8丁目8番地1
くまこうえん	春日井市藤山台9丁目6番地1
こいぬこうえん	春日井市藤山台10丁目4番地2
こうまこうえん	春日井市高森台2丁目5番地8
こじかこうえん	春日井市高森台3丁目9番地9
こぶたこうえん	春日井市高森台6丁目13番地1
さいこうえん	春日井市石尾台3丁目12番地10
ぞうこうえん	春日井市石尾台3丁目10番地14
たぬきこうえん	春日井市石尾台6丁目10番地11
にわとりこうえん	春日井市石尾台6丁目20番地26
はくちょうこうえん	春日井市押沢台1丁目6番地16
はとこうえん	春日井市中央台7丁目12番地1
ひつじこうえん	春日井市中央台6丁目13番地17
こうしこうえん	春日井市押沢台7丁目5番地1
ぺりかんこうえん	春日井市押沢台7丁目2番地2
もぐらこうえん	春日井市押沢台4丁目17番地
らいおんこうえん	春日井市押沢台3丁目13番地6
らくだこうえん	春日井市押沢台6丁目4番地3
りすこうえん	春日井市押沢台5丁目17番地7
かぶとむしこうえん	春日井市高森台7丁目1番地134
くわがたむしこうえん	春日井市高森台7丁目1番地135
てんとうむしこうえん	春日井市石尾台2丁目1番地87
松本南児童遊園	春日井市松本町字下丁田42番地

春日井町児童遊園	春日井市春日井町字町7番地1
神屋児童遊園	春日井市神屋町1073番地1
西屋町児童遊園	春日井市西屋町字中新田20番地1
宮下児童遊園	春日井市高座町1938番地
木附児童遊園	春日井市玉野町1584番地3
庄司山児童遊園	春日井市上田楽町3042番地32
上条7丁目児童遊園	春日井市上条町7丁目3911番地1
リバピア中央台児童遊園	春日井市中央台8丁目2番地3
緑が丘東児童遊園	春日井市上野町716番地1
緑が丘西児童遊園	春日井市東神明町706番地6
上八田住宅児童遊園	春日井市八田町2丁目16番地
篠木住宅児童遊園	春日井市篠木町5丁目53番地
杵ヶ島住宅児童遊園	春日井市杵ヶ島町1番地4
東野住宅児童遊園	春日井市東野町9丁目10番地14

## 2 ちびっ子広場

名称	所在地
玉野ちびっ子広場	春日井市玉野町921番地28
内津ちびっ子広場	春日井市内津町189番地
坂下子供広場	春日井市坂下町3丁目674番地1
松本西ちびっ子広場	春日井市松本町字宮下504番地1
下市場ちびっ子広場	春日井市下市場町5丁目2番地1
大泉寺ちびっ子広場	春日井市大泉寺町943番地1
諏訪ちびっ子広場	春日井市下津町137番地
大手本田ちびっ子広場	春日井市大手町75番地
大手田西第1ちびっ子広場	春日井市大手田西町1丁目19番地10
弁天ちびっ子広場	春日井市上田楽町1931番地3

極楽ちびっ子広場	春日井市東野町西1丁目11番地3
西高山ちびっ子広場	春日井市西高山町3丁目22番地16
大留下ちびっ子広場	春日井市大留町5丁目27番地5
神屋下ちびっ子広場	春日井市神屋町2130番地1
小野住宅ちびっ子広場	春日井市小野町4丁目58番地36
坂下4丁目ちびっ子広場	春日井市坂下町4丁目416番地1
松山ちびっ子広場	春日井市六軒屋町1丁目118番地
細野ちびっ子広場	春日井市細野町3052番地
外之原上ちびっ子広場	春日井市外之原町2631番地
弥生ちびっ子広場	春日井市弥生町2丁目233番地
西尾ちびっ子広場	春日井市西尾町489番地
外之原町ちびっ子広場	春日井市外之原町2268番地
味美上ノ町ちびっ子広場	春日井市味美上ノ町2158番地1
牛山ちびっ子広場	春日井市牛山町1898番地7
味美白山町南ちびっ子広場	春日井市味美白山町1丁目10番地12
篠木6丁目ちびっ子広場	春日井市篠木町6丁目2492番地72
中町ちびっ子広場	春日井市中町94番地7
春日台第1ちびっ子広場	春日井市坂下町7丁目760番地513
春日台第2ちびっ子広場	春日井市坂下町7丁目760番地593
春日台第3ちびっ子広場	春日井市坂下町7丁目760番地903
春日台第4ちびっ子広場	春日井市坂下町7丁目760番地703
中野町まんなか広場	春日井市中野町2丁目8番地6
田楽林昌院ちびっ子広場	春日井市田楽町1766番地
牛山第1ちびっ子広場	春日井市牛山町1090番地45
牛山第2ちびっ子広場	春日井市牛山町1148番地22
牛山第3ちびっ子広場	春日井市牛山町1307番地29

牛山ひかりちびっ子広場	春日井市牛山町347番地 1
大光寺ちびっ子広場	春日井市上条町 8 丁目3618番地
御幸ちびっ子広場	春日井市御幸町 1 丁目 4 番地 1 地先
西かごたちちびっ子広場	春日井市柏原町 5 丁目323番地
上条町 2 丁目ちびっ子広場	春日井市上条町 2 丁目99番地
中野南ちびっ子広場	春日井市中野町 1 丁目100番地10
西尾農村ちびっ子広場	春日井市西尾町 5 番地12
新繁田ちびっ子広場	春日井市白山町 1 丁目30番地 1 地先
明知桐野ちびっ子広場	春日井市明知町1069番地
上野町ちびっ子広場	春日井市上野町353番地
上田楽西ちびっ子広場	春日井市上田楽町2693番地
穴橋ちびっ子広場	春日井市穴橋町1412番地 3
桃山中央ちびっ子広場	春日井市桃山町 2 丁目302番地
向江ちびっ子広場	春日井市六軒屋町西 3 丁目11番地 7
東山ちびっ子広場	春日井市東山町2299番地 5
新栄西ちびっ子広場	春日井市牛山町2847番地 1
ゆめの里ちびっ子広場	春日井市味美西本町1548番地 2
西屋ちびっ子広場	春日井市西屋町字西屋敷46番地47
宮町ちびっ子広場	春日井市宮町 3 丁目14番地 2
春日園第 1 ちびっ子広場	春日井市西尾町353番地110
春日園第 2 ちびっ子広場	春日井市西尾町353番地25
宗法ちびっ子広場	春日井市宗法町字宗法 2 番地 5
前並東ちびっ子広場	春日井市前並町字前並84番地
四ツ家北ちびっ子広場	春日井市四ツ家町字四ツ家198番地 4
八大ちびっ子広場	春日井市大泉寺町70番地 2
ニューライフタウン坂下第 1 ち	春日井市坂下町 1 丁目1426番地 4

びっ子広場	
玉野塚本ちびっ子広場	春日井市玉野町447番地
藤美ちびっ子広場	春日井市篠木町6丁目1669番地66
割塚ちびっ子広場	春日井市割塚町108番地
八事ちびっ子広場	春日井市八事町1丁目189番地
ニューライフタウン坂下第2ちびっ子広場	春日井市坂下町1丁目1362番地7
ニューライフタウン坂下第3ちびっ子広場	春日井市坂下町2丁目1373番地13
春日園ふれあいちびっ子広場	春日井市明知町415番地19
大手田西第2ちびっ子広場	春日井市大手田西町2丁目1番地52
長坂団地ちびっ子広場	春日井市神屋町1566番地269
坂下3丁目ちびっ子広場	春日井市坂下町3丁目349番地40
玉野台団地ちびっ子広場	春日井市玉野台1丁目27番地8
神屋海道ちびっ子広場	春日井市神屋町698番地63
味美白山ふれあい広場	春日井市味美白山町1丁目5番地1
ロイヤルタウン上田楽第2ちびっ子広場	春日井市上田楽町2618番地3
ロイヤルタウン上田楽第1ちびっ子広場	春日井市上田楽町2578番地8
南花長ちびっ子広場	春日井市南花長町16番地20
梅ヶ坪ちびっ子広場	春日井市梅ヶ坪町46番地2
大辻ちびっ子広場	春日井市大手町1131番地
吉根橋ちびっ子広場	春日井市熊野町3072番地2
タウン牛山第1ちびっ子広場	春日井市牛山町24番地8
タウン牛山第2ちびっ子広場	春日井市牛山町1018番地19

たかくら林ちびっ子広場	春日井市高座町1930番地790
上条6丁目ちびっ子広場	春日井市上条町6丁目2354番地9
桃山3丁目第1ちびっ子広場	春日井市桃山町3丁目25番地9
桃山3丁目第2ちびっ子広場	春日井市桃山町3丁目11番地110
坂下5丁目ちびっ子広場	春日井市坂下町5丁目1215番地858
やまのあいちびっ子広場	春日井市大手町990番地21
なしいけ第1ちびっ子広場	春日井市大手町1190番地85
なしいけ第2ちびっ子広場	春日井市大手町1190番地49
なしいけ第3ちびっ子広場	春日井市大手町1190番地87
東上田ちびっ子広場	春日井市神領町北2丁目13番地10
堂ヲ須ちびっ子広場	春日井市木附町714番地49
宮後ちびっ子広場	春日井市木附町1300番地27
細野ふれあい広場	春日井市細野町3109番地1

### 3 その他緑地等

名称	所在地
岩成台10丁目付帯緑地	春日井市岩成台10丁目100番地16
リバピア中央台ポケットパーク	春日井市中央台8丁目2番地30
小野町2丁目付帯緑地	春日井市小野町2丁目5番地
勝川地区1号公園	春日井市勝川町7丁目33番地
堀ノ内町1丁目緑地	春日井市堀ノ内町1丁目5番地1
神領町3丁目緑地	春日井市神領町3丁目100番地28
大留上1号緑地	春日井市大留町8丁目4番地
大留上2号緑地	春日井市大留町9丁目9番地1
南気噴緑地	春日井市気噴町1丁目14番地3
明知東工業団地内緑地	春日井市明知町1514番地17
廻間町向地区ポケットパーク	春日井市廻間町字上巳新田399番地1

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（繁田公園の項を削る部分に限る。）、別表第2の改正規定（有料公園施設を利用する場合の部繁田公園運動用夜間照明施設の項を削る部分に限る。）及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の廃止）

- 2 春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例（昭和48年春日井市条例第18号）は、廃止する。

### (準備行為)

- 3 改正後の春日井市立公園条例の規定中その他の公園に係る占用又は行為の許可、使用料の納付その他その他の公園を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 4 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月1日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

（春日井市潮見坂平和公園条例の一部改正）

- 5 春日井市潮見坂平和公園条例(昭和40年春日井市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第25条中「春日井市都市公園条例」を「春日井市立公園条例」に改める。

## 説 明

この案を提出するのは、春日井市立公園の設置及び管理について定める等のため必要があるからである。

第 40 号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

春日井市道路条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市道路条例の一部を改正する条例

春日井市道路条例（平成24年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

### 別表中

円 950	円 990
1,500	1,500
2,000	2,000
850	880
1,400	1,400
1,900	1,900
85	88
9	9
5	5
830	860
510	530
1,700	1,800
720	740
2,400	2,200
1,700	1,800
36	37
51	53
77	79
100	110

150
200
360
510
1,000
5
17
1,400
850
510
1,700
1,700
Aに0.005 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
1,200
710
1,700
24
240
240
2,400
1,400

を

160
210
370
530
1,100
5
18
1,400
880
530
1,800
1,800
Aに0.004 を乗じて 得た額
Aに0.006 を乗じて 得た額
Aに0.007 を乗じて 得た額
1,100
660
1,800
22
220
220
2,200
1,400

に改める。

24
240
24
240
2,400
1,200
1,700
240
170
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額
Aに0.033 を乗じて 得た額
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額
Aに0.01 を乗じて 得た額
Aに0.014 を乗じて 得た額
Aに0.023 を乗じて 得た額

22
220
22
220
2,200
1,100
1,800
220
180
Aに0.009 を乗じて 得た額
Aに0.017 を乗じて 得た額
Aに0.025 を乗じて 得た額
Aに0.012 を乗じて 得た額
Aに0.009 を乗じて 得た額
Aに0.022 を乗じて 得た額
Aに0.009 を乗じて 得た額
Aに0.012 を乗じて 得た額
Aに0.022 を乗じて 得た額

Aに0.033 を乗じて 得た額
------------------------

Aに0.033 を乗じて 得た額
------------------------

Aに0.031 を乗じて 得た額
------------------------

Aに0.025 を乗じて 得た額
------------------------

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

#### 説 明

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の一部改正に準じ、道路占用料の額を改定するため必要があるからである。

第 41 号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例

春日井市公共用物管理条例（昭和58年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

1本1年につき	円	を	1本1年につき	円	に改める。
	950			990	
	1,500			1,500	
	2,000			2,000	
	850			880	
	1,400			1,400	
	1,900			1,900	
	85			88	
長さ1メートル 1年につき	36	を	長さ1メートル 1年につき	37	に改める。
	51			53	
	77			79	
	100			110	
	150			160	
	200			210	
	360			370	
	510			530	
	1,000			1,100	
使用面積1平方 メートル1年につき	1,700	を	使用面積1平方 メートル1年につき	1,800	に改める。
使用面積1平方	240		使用面積1平方	220	

メートル1月に つき	240
	180

メートル1月に つき	220
使用面積1平方 メートル1年に つき	180

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、公共用物使用料の額を改定するため必要があるからである。

第 42 号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例

春日井市準用河川条例（平成24年春日井市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1本1年につき	円	1本1年につき	円
	950		990
	1,500		1,500
	2,000		2,000
	850		880
	1,400		1,400
	1,900		1,900
	85		88
長さ1メートル 1年につき	36	長さ1メートル 1年につき	37
	51		53
	77		79
	100		110
	150		160
	200		210
	360		370
	510		530
	1,000		1,100
使用面積1平方 メートル1年につき	1,700	使用面積1平方 メートル1年につき	1,800
使用面積1平方	240	使用面積1平方	220

を に改める。

メートル1月に つき	240
	180

メートル1月に つき	220
使用面積1平方 メートル1年に つき	180

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

#### 説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を改定するため必要があるからである。

## 第 43 号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和41年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第7条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「職員」の次に「（その者との権衡上必要があると認められる者を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額を下回るもの（その者との権衡上必要があると認められる者を含む。）に支給する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、春日井市職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、企業職員の初任給調整手当について規定を整備するため必要があるからである。

第 44 号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（同項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、災害その他非常時において他の市町村長が指定した事業者等による給水装置工事の施行を可能とするため必要があるからである。

第 45 号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例について

春日井市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市下水道条例の一部を改正する条例

春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「がその工事に關し技能を有する者が専属する業者として指定し」を、「の指定を受け」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が指定をした者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第18条第2項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申請後に徴収することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、災害その他非常時において他の市町村長が指定した指定工事店等による排水設備工事の施行を可能とする等のため必要があるからである。

## 第 46 号議案

### 市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	6 4 1 9 号線	玉野町字飼野	
		玉野町字飼野	

第 47 号議案

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	8059号線	四ツ家町字四ツ家	
		四ツ家町字四ツ家	
2	8060号線	六軒屋町西1丁目	
		六軒屋町西1丁目	
3	8061号線	町屋町字町屋	
		町屋町字町屋	
4	8062号線	大留町8丁目	
		大留町8丁目	

5	8063号線	大留町8丁目	
		大留町8丁目	
6	8064号線	大留町8丁目	
		大留町8丁目	
7	8065号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
8	8066号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
9	8067号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
10	8068号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
11	8069号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
12	8070号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
13	8071号線	出川町字西富士	
		出川町字西富士	
14	8072号線	牛山町字助作山	
		牛山町字助作山	
15	8073号線	宮町字宮町	
		宮町字宮町	

## 第 48 号議案

### 西部地区新調理場整備・運営事業契約について

西部地区新調理場整備・運営事業について次のとおり事業契約の締結をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 事業名 西部地区新調理場整備・運営事業
- 2 契約金額 11,267,890,004円  
上記金額に、事業契約で定める方法により算定した金利変動、物価変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額
- 3 契約の相手方 春日井市松河戸町1463番地  
株式会社春日井西部学校給食サポート
- 4 事業内容 西部地区新調理場の設計、建設、維持管理及び運営

第 49 号議案

春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について

春日井インター北企業用地整備事業用地として次の土地を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1 場 所     | 春日井市大泉寺町字大西590番31ほか2筆        |
| 2 面 積     | 475 m <sup>2</sup>           |
| 3 取 得 価 格 | 26,262,053円                  |
| 4 契約の相手方  | 名古屋市守山区白山四丁目1203番地<br>株式会社玉越 |

## 第50号議案

### 損害賠償の額の決定について

春日井市の道路上における事故について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

令和8年2月13日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 損害賠償の額 1,633,450円
- 2 損害賠償の相手方 名古屋市中区葵一丁目27番29号  
キリックスリース株式会社
- 3 事故の概要 令和7年2月4日春日井市道112朝宮線における施設事故

## 報告第1号

### 令和7年度春日井市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月13日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算(第8号)を次のとおり専決処分する。

令和7年12月23日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 令和7年度春日井市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度春日井市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,044,429千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		28,120,936	997,733	29,118,669
	2 国庫補助金	9,839,972	997,733	10,837,705
歳入合計		138,046,696	997,733	139,044,429

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		59,284,574	997,733	60,282,307
	2 児童福祉費	21,949,006	997,733	22,946,739
歳出合計		138,046,696	997,733	139,044,429

令和 7 年度

# 春日井市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳入

(3) 歳出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	28,120,936	997,733	29,118,669
歳入合計	138,046,696	997,733	139,044,429

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	59,284,574	997,733	60,282,307	997,733				
歳出合計	138,046,696	997,733	139,044,429	997,733				

(2) 歳 入  
16 (款) 国庫支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 (項) 国庫補助金	9,839,972	997,733	10,837,705			
2 (目) 民生費国庫補助金	1,461,125	997,733	2,458,858	3 児童福祉費補助金	997,733	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 980,000 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 17,733

(3) 歳 出  
3(款) 民生費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
2(項) 児童福祉費	21,949,006	997,733	22,946,739	997,733							
2(目) 児童措置費	13,993,860	997,733	14,991,593	997,733				10 需用費	1,164	1 諸事業 (1) 物価高対応子育て応援手当 997,733	
								11 役務費	9,969		
								12 委託料	6,600		
								19 扶助費	980,000		

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算(第9号)を次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 令和7年度春日井市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度春日井市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,178,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		9,617,034	134,428	9,751,462
	2 県補助金	2,516,332	3,773	2,520,105
	3 県委託金	917,109	130,655	1,047,764
歳入合計		139,044,429	134,428	139,178,857

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,743,151	130,655	16,873,806
	4 選挙費	158,785	130,655	289,440
6 農林水産業費		362,266	3,773	366,039
	1 農業費	303,673	3,773	307,446
歳出合計		139,044,429	134,428	139,178,857

令和 7 年度

# 春日井市一般会計補正予算（第 9 号）説明書

## 1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳入

(3) 歳出

## 2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	9,617,034	134,428	9,751,462
歳入合計	139,044,429	134,428	139,178,857

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	16,743,151	130,655	16,873,806		130,655			
6 農林水産業費	362,266	3,773	366,039		3,773			
歳出合計	139,044,429	134,428	139,178,857		134,428			

(2) 歳 入  
17 (款) 県支出金

項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 (項) 県補助金	2,516,332	3,773	2,520,105			
4 (目) 農林費県補助金	67,459	3,773	71,232	1 農業費補助金	3,773	農地集積推進事業費補助金
3 (項) 県委託金	917,109	130,655	1,047,764			
1 (目) 総務費県委託金	831,875	130,655	962,530	2 選挙費委託金	130,655	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査執行委託金

(3) 歳 出  
2(款) 総務費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
4(項) 選挙費	158,785	130,655	289,440		130,655						
3(目) 選挙執行費	155,966	130,655	286,621		130,655						
								1 報酬	9,162	1 人件費 36,256	
								3 職員手当等	33,079	(1) 人件費 36,256	
								7 報償費	42	2 諸事業 94,399	
								8 旅費	109	(1) 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査 94,399	
								10 需用費	12,756		
								11 役務費	60,697		
								12 委託料	5,032		
								13 使用料及び賃 借料	9,778		

6(款) 農林水産業費

項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1(項) 農業費	303,673	3,773	307,446		3,773						
3(目) 農産費	63,963	3,773	67,736		3,773			18 負担金、補助 及び交付金	3,773	1 諸事業 (1) 担い手育成支援 3,773	

## 2 補正予算給与費明細書

### 1 特別職

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 手 当			計	
補 正 後	長 等	3		35,316	14,723 (3.45)	0	50,039	7,706	57,745
	議 員	31	207,294		85,161 (3.45)		292,455	55,038	347,493
	そ の 他 の 特 別 職	1,528	210,436	16,920	7,054 (3.45)	0	234,410	3,187	237,597
	計	1,562	417,730	52,236	106,938	0	576,904	65,931	642,835
補 正 前	長 等	3		35,316	14,723 (3.45)	0	50,039	7,706	57,745
	議 員	31	207,294		85,161 (3.45)		292,455	55,038	347,493
	そ の 他 の 特 別 職	1,187	204,367	16,920	7,054 (3.45)	0	228,341	3,187	231,528
	計	1,221	411,661	52,236	106,938	0	570,835	65,931	636,766
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	そ の 他 の 特 別 職	341	6,069	0	0	0	6,069	0	6,069
	計	341	6,069	0	0	0	6,069	0	6,069

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	2,609 (1,786)	1,575,606	9,061,177	6,744,181	17,380,964	3,133,211	20,514,175	
補正前	2,609 (1,684)	1,572,513	9,061,177	6,711,102	17,344,792	3,133,211	20,478,003	
比較	0 (102)	3,093	0	33,079	36,172	0	36,172	

備考 ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

職員手当 等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後	246,733	198,984	665,134	139,850	231,864	179,150	664,741	96,063
	補正前	246,733	198,984	665,134	139,850	231,864	179,150	632,376	96,063
	比較	0	0	0	0	0	0	32,365	0
職員手当 等の内訳	区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	児童手当
	補正後	20,054	400	2,306,120	1,671,104	157,940	0	7,584	158,460
	補正前	20,054	400	2,306,120	1,671,104	157,940	0	6,870	158,460
	比較	0	0	0	0	0	0	714	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	2,085 (14)		7,467,208	5,700,170	13,167,378	2,601,388	15,768,766	
補 正 前	2,085 (14)		7,467,208	5,667,091	13,134,299	2,601,388	15,735,687	
比 較	0 (0)		0	33,079	33,079	0	33,079	

備考 ( )内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の職員数である。

職員手当 等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正後	246,733	198,984	553,546	139,850	193,544	142,818	656,875	95,620
	補正前	246,733	198,984	553,546	139,850	193,544	142,818	624,510	95,620
	比 較	0	0	0	0	0	0	32,365	0
	区 分	夜間勤務 手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任 手当	管理職員特 別勤務手当	児童手当
	補正後	20,040	400	1,723,811	1,426,619	138,856	0	7,584	154,890
	補正前	20,040	400	1,723,811	1,426,619	138,856	0	6,870	154,890
比 較	0	0	0	0	0	0	714	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	524 (1,772)	1,575,606	1,593,969	1,044,011	4,213,586	531,823	4,745,409	
補 正 前	524 (1,670)	1,572,513	1,593,969	1,044,011	4,210,493	531,823	4,742,316	
比 較	0 (102)	3,093	0	0	3,093	0	3,093	

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

職員手当 等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当
	補正後			111,588		38,320	36,332	7,866	443
	補正前			111,588		38,320	36,332	7,866	443
	比 較			0		0	0	0	0
職員手当 等の内訳	区 分	夜間勤務 手 当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任 手 当	管理職員特 別勤務手当	児童手当
	補正後	14	0	582,309	244,485	19,084			3,570
	補正前	14	0	582,309	244,485	19,084			3,570
	比 較	0	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
職員手当等	33,079	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	33,079	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	32,365 714